

中小企業等に対する金融円滑化対策の総合的パッケージ

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための

臨時措置に関する法律案

〈時限〉

金融機関の努力義務

金融機関(注)は、中小企業又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、貸付条件の変更等を行うよう努める。

(注)銀行、信金・信組・労金・農協・漁協及びその連合会、農林中金

金融機関自らの取組み

- ・金融機関の責務を遂行するための体制整備。
- ・実施状況と体制整備状況等の開示。(虚偽開示には罰則を付与。)

行政上の対応

- ・実施状況の当局への報告。(虚偽報告には罰則を付与。)
- ・当局は、報告をとりまとめて公表。

更なる支援措置

- ・信用保証制度の充実等。

検査・監督上の措置

・法律の施行に併せて、検査マニュアル、監督指針を改定。

・中小企業融資・経営改善支援への取組み状況を重点的に検査・監督。

その他の措置

- ・政府関係金融機関等についても、貸付条件の変更等に柔軟に対応するよう努めることを要請。
- ・金融庁幹部が、中小企業庁等と連携し、全国各地の中小企業等と意見交換。
- ・金融機能強化法の活用検討促進。

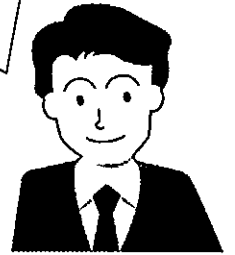
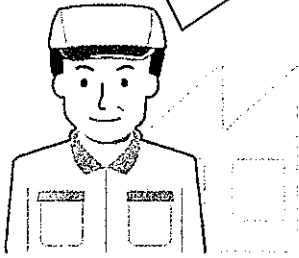
中小企業の皆様へ

中小企業の資金繰りの支援のため、
金融検査マニュアル別冊などを改定しました

金融機関が条件緩和を行っても、不良債権にならない取扱いを拡充しました。

資金繰りが大変だけど、
銀行は不良債権になるからと言って、返済条件の変更に応じてくれないんです…。

今後は、経営改善の見込みがあれば、不良債権にはなりません！
金融機関とご相談下さい。



検査官 金融検太郎

改定前

不良債権にならないためには…

- ・ 中小企業も大企業と同様、3年以内に経営が健全化するような「経営改善計画」が必要です。
- ・ 「計画」期間中、一定以上の金利を確保する必要があります。

さらに…

- ・ 大企業と違って中小企業は、大部で精緻な「計画」を作ることが困難です。
- ・ 中小企業は景気の影響を受けやすく、「計画」どおり進捗しない場合も少なくありません。

改定内容

中小企業向け貸出金の条件緩和がしやすくなりました。

- ・ 経営が健全化するまでの期間を大幅に延長しました。(原則5年、進捗状況が良好な場合10年まで)
- ・ 一定以上の金利を確保する必要がなくなりました。

さらに…

- ・ 「計画」を作っていない場合でも、今後の経営改善の見通しがあれば、「計画」がある場合と同じように取り扱います。
- ・ 「計画」の進捗が遅れていても、その原因を分析し、今後の改善が見通せるならば、「計画」どおりに進んでいる場合と同じように取り扱います。

そこで…

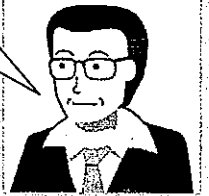
これまで...



A銀行

3年以内に経営改善する計画が必要です。5年だと不良債権になってしまうので、返済条件の変更に応じるのは難しいですね...

赤字で資金繰りが苦しいので、金利は払いますから、返済を待ってもらえませんか。5年後には経営改善する見込みがあります。



水産加工業者B社

これからは...



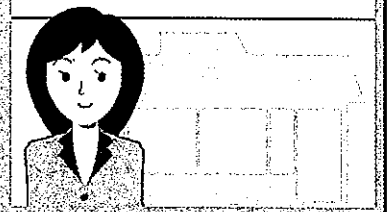
A銀行

2 5年後には経営が改善するんですね。経営改善計画があれば、前向きに考えますよ。

1 最近、資金繰りが厳しいんですよ。元本返済をしばらく待ってもらえませんか。そうすれば、5年後にはきちんと返せるようになりますが...

3 でも、計画なんてどう作っていいかわからないわ...

4 そうであれば、例えば、
・経費の削減予定
・売上げが増加する見通し
等のシナリオがあれば大丈夫です。



飲食店C社

5 えっ、自分で作らなくてもいいんですか。

6 シナリオを示していただければ、こちらで経営改善の見通しを分析してもいいですよ。経営改善が見込めれば大丈夫です。一緒に考えましょう。

7 お願いいたします。一緒に相談しましょう。

お問い合わせ先

金融庁 検査局 総務課 TEL 03-3506-6000

各財務(支)局の理財部検査総括課 (沖縄総合事務局にあっては財務部検査課)

北海道財務局 011-709-2311

中国財務局 082-221-9221

東北財務局 022-263-1111

四国財務局 087-831-2131

関東財務局 048-600-1111

九州財務局 096-353-6351

北陸財務局 076-292-7860

福岡財務支局 092-411-7281

東海財務局 052-951-2474

沖縄総合事務局 098-866-0094

近畿財務局 06-6949-6372

中小企業の事業主の皆さんへ!

がんばっている皆さんを支援します!

中小企業金融円滑化法について

東西銀行

店の売上げが落ち込んでいます。返済の相談に乗っていただけませんか。

もちろんです。「中小企業金融円滑化法」の施行を受け、当行では、返済のご相談に従来以上に前向きに対応しております。もう一度、経営状況を点検し、経営改善の見直しを立て、返済の計画を見直しましょう。



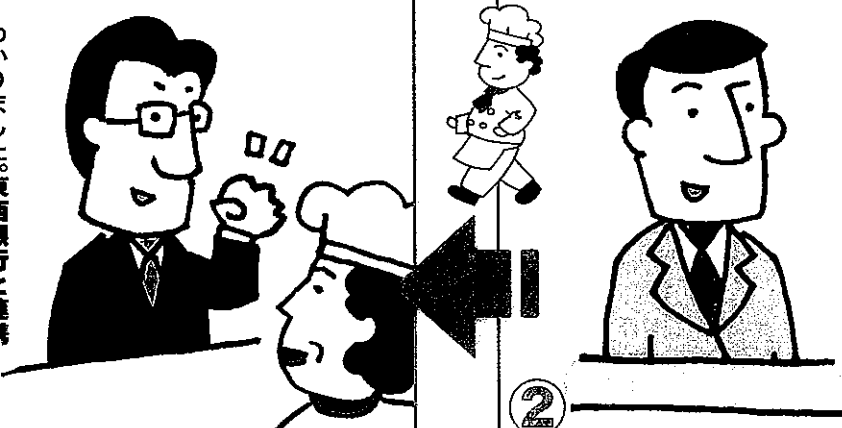
1

南北銀行

わかりました。東西銀行と連携して、当行でも、返済期間を延長しましょう。

東西銀行

御社は新メニュー開発や仕入れコスト削減を積極的に行っておられますね。それでは、返済期間を延長し、一緒に経営を改善していきましょう!この機会に、他行からの借入れも相談してみませんか。



2

3

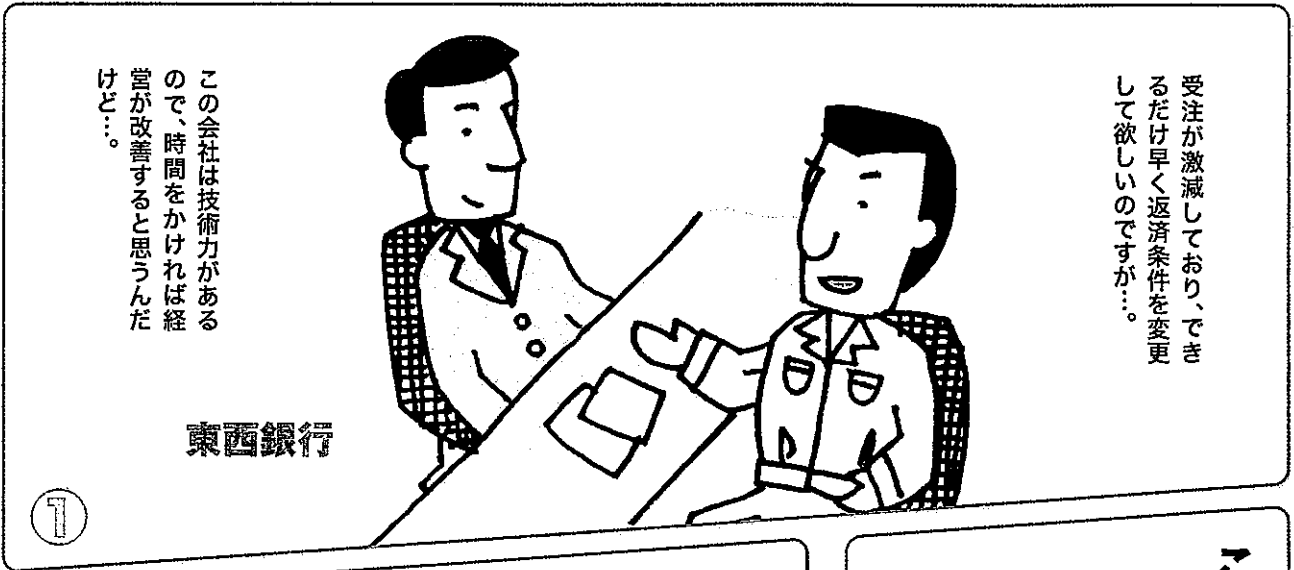
中小企業金融円滑化法の概要

- 中小企業金融円滑化法により、金融機関は、中小企業や住宅ローンの借り手の申込みに対し、できる限り、条件変更等を行うよう努めます。
- また、金融機関は、他の金融機関・政府関係金融機関・信用保証協会等とも連携し、条件変更等を行うよう努めます。

(本法に関するお問い合わせ) 金融庁 03-3506-6000(代表)



金融検査マニュアル・監督指針の見直しについて



金融検査マニュアル・監督指針の改定内容

- 貸出条件緩和債権(不良債権)の取扱いの見直し
条件変更等を行う際に、経営改善計画等がなくても、最長1年以内に計画等を策定することができる見込みがあれば、不良債権となりません。
- 金融機関のコンサルティング機能の重点的な検証
金融機関に対する検査・監督において、中小企業への経営相談・経営指導等、コンサルティング機能を発揮しているかを重点的に検証します。

(金融検査マニュアル、監督指針に関するお問い合わせ) 金融庁 03-3506-6000(代表)



金融円滑化 Q&A

Q1 「中小企業金融円滑化法」によって、金融機関からの借入れについて、「貸付条件の変更等」を受けられると聞きましたが、どのようにすればよいのですか。

まずは、ご利用の金融機関にご相談ください。金融機関と今後の経営改善計画、返済計画を検討した上で、その実現に必要な貸付条件の変更等を行うこととなります。また、経営改善計画がなくても、1年以内に計画を策定できると見込まれれば、先に貸付条件の変更等を行った上で、金融機関と一緒に計画の検討を行うこともできます。

Q2 「貸付条件の変更等」とは、元本の返済猶予を意味するのですか。

それだけではありません。元本の猶予以外にも、例えば、返済期間の延長や、旧債の借換え、デット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)など、債務の弁済負担の軽減を行うすべての措置が含まれます。ご利用の金融機関にご相談ください。

Q3 金融機関に「貸付条件の変更等」を申し込みましたが、応じてもらえませんでした。もうあきらめるしかないのでしょうか。

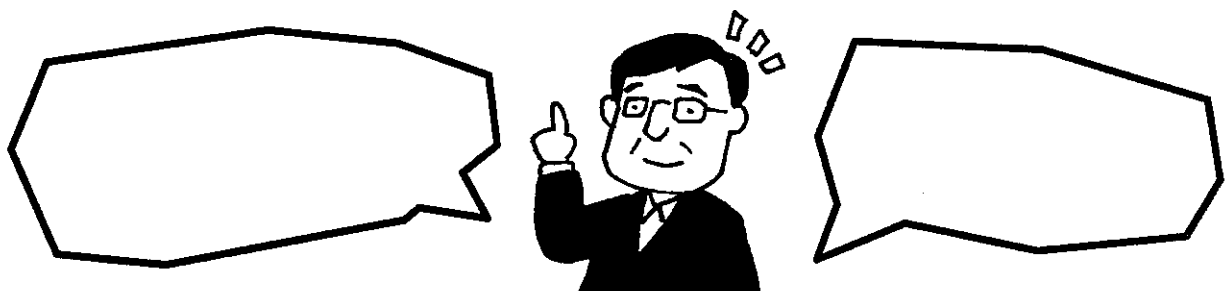
あきらめる必要はありません。他の取引金融機関や、信用保証協会等に相談してみましょう。中小企業金融円滑化法は、各金融機関が、他の金融機関や信用保証協会、政府関係金融機関等との連携を図るよう求めています。

Q4 「貸付条件の変更等」を受けたことを理由に、今後、新規融資を断られることはありませんか。

そのようなことはありません。個別の融資は各金融機関が借り手の信用力等を踏まえて判断しますが、金融庁も、貸付条件の変更等の履歴があることのみを理由に新規融資を拒絶することがないように、金融機関に対する検査・監督で検証していきます。

Q5 政府関係金融機関等にも「貸付条件の変更等」を申し込むことができますか。

お申し込みできます。政府関係金融機関や信用保証協会に対しては、従来から、貸付条件の変更等に柔軟に対応するよう監督官庁が要請を行っています。また、セーフティネット貸付や緊急保証制度など、新規融資につながる制度も使えます。



困ったらどこに相談すればよいのですか？

- ① まずは、ご利用の金融機関営業店にご相談ください。
- ② また、各金融機関本部には「貸付条件の変更等に係る善情相談窓口」が設置されますので、営業店の対応がご不満の場合等にご利用下さい。
- ③ さらに、各金融関係団体が設置する善情相談窓口、金融庁の情報受付窓口(裏面参照)もご利用下さい。

各金融機関の取組状況等がわかります

各金融機関の窓口やウェブサイト等で次の事項を確認いただけます。

- どのような支援体制が準備されているのか → 体制整備の概要
- どれくらい貸付条件の変更等に応じているのか → 貸付条件の変更等の実績

公的金融による条件変更に対する積極的な対応について

- 公的金融(日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会等)は、元本返済猶予など既往債務の条件変更にも、引き続き積極的に対応します。
- 信用保証協会では、平成21年12月15日から条件変更対応保証制度を開始します。本制度は、原則として(※)、公的金融を現在利用されていない中小企業者の方々が対象です。詳しくは、ご利用の金融機関か信用保証協会にご相談下さい。 ※ 一時的又は少額の利用等、実質的に公的金融を利用していないと同様と認められる場合を含むことを指します。
- 新規の事業資金については、既存の緊急保証制度、セーフティネット貸付等をご利用いただけます。

お問い合わせ先 相談窓口・情報受付窓口・お問い合わせ先

金融関係団体が設置する相談窓口

- 全国銀行協会 銀行とりひき相談所 ————— 050-3385-6091 (中小企業向け融資)
03-5252-3772 (その他の相談・照会)
- 全国信用金庫協会 全国しんきん相談所 ————— 03-3517-5825
- 全国信用組合中央協会 しんくみ苦情等相談所 — 03-3567-2456

金融庁の情報受付窓口

- 金融円滑化大臣目安箱 ————— 0570-052100 / 03-3501-2100
- 金融円滑化ホットライン ————— 0570-067755 / 03-5251-7755
- 金融サービス利用者相談室 ————— 0570-016811 / 03-5251-6811 FAX 03-3506-6699
ウェブサイト <http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/index.html>
- お近くの財務局でも受け付けています。

注 提供頂いた情報等は金融機関にフィードバックするなど、検査・監督に活用させていただきます。なお、金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。

信用保証制度等、公的金融に関する主なお問い合わせ先

- 中小企業庁金融課 ————— 03-3501-6280
- また、お近くの経済産業局でも受け付けています。

北海道 011-709-1783 東北 022-221-4922 関東 048-600-0425、048-600-0334 中部 052-951-2748 近畿 06-6966-6024 中国 082-224-5661
四国 087-811-8529 九州 092-482-5448 沖縄 098-866-1755

- 最寄りの信用保証協会 ————— 参考 <http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html>

金融検査マニュアル改定の概要等

中小企業等に対する金融円滑化対策の総合的なパッケージ

○ 法律の施行に併せて、検査マニュアル、監督指針について所要の改正を行う。

○ 中小企業融資・経営改善支援への取組み状況について、重点的に検査・監督を行う。

上記の総合的なパッケージに基づく方針を踏まえ、金融検査マニュアルの改定を実施。

改定の考え方

金融検査マニュアルの構成、内容を、従来のリスク管理中心的なものから、

- ① 金融機関のコンサルティング機能（経営相談・経営指導等）をはじめとする金融円滑化と、
 - ② 金融機関の健全性の維持・向上、
- の2点を柱とするものとする。

（改定後の金融検査マニュアルの構成）

経営管理（ガバナンス）

金融円滑化編（新設）

- ・ コンサルティング機能の発揮
- ・ 金融円滑化一般

リスク管理等編

（金融機関の健全性の維持・向上）

金融検査マニュアル改定の概要等

- 中小企業金融円滑化法で求められる体制整備等
 - ・ 中小企業者からの貸付条件の変更等の相談・申込みに対応すること等について、法で定める方針を適切に策定しているか。
 - ・ 法を踏まえ、中小企業者からの貸付条件変更等に関する申込みや相談・苦情等について、適切な対応が行えるよう必要な体制を整備しているか。
 - ・ 法に基づく金融円滑化の状況に関する開示や当局への報告について、適切なものとなっているか。
- 取引先である中小企業に対する経営相談・経営指導及び経営改善計画の策定支援等の取組み。
 - ・ 金融機関において、債務者に対する経営相談・経営指導及び債務者の経営改善計画の策定支援等に対する取組みの方針や手続きが規定されているか。
 - ・ 継続的な企業訪問等を通じて企業の技術力・販売力や経営者の資質といった定性的な情報を含む経営実態の十分な把握と債権管理に努めているか。
 - ・ きめ細かな経営相談、経営指導、経営改善計画の策定支援等を通じて積極的に企業・事業再生に取り組んでいるか。
 - ・ ビジネスマッチングやM&Aに関する情報等、当該金融機関の情報機能やネットワークを活用した支援に取り組んでいるか。
- 金融円滑化の適切な実施。
 - ・ 顧客から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みを受けた場合に、迅速な検討・回答に努めているか。また、謝絶又は資金回収を行う場合には、可能な限り根拠を示して顧客の理解と納得を得るための説明に努めているか。
 - ・ 顧客に対する説明においては、顧客の事情をきめ細かく把握して迅速に対応するとともに、これまでの取引関係や顧客の知識、経験及び財産の状況に応じて対応しているか。
 - ・ 本部への貸付条件の変更等に係る独立した苦情相談窓口の設置及び営業店等において貸付条件の変更等に係る苦情相談を受け付ける態勢の整備を適切に実施しているか。
 - ・ 貸付条件の変更等を行った債務者について、債務者の実態を十分に把握し、適切な資金供給を行っているか。貸付条件の変更等の履歴があることのみをもって、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みを謝絶していないか。
 - ・ 営業推進部門等を過度に重視するのではなく、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等、統合的リスク管理、各リスク管理、内部監査を重視する具体的方策を実施しているか。例えば、これらの業務に従事する職員につき、業績評価・人事考課上、公平に位置付け、その戦略上の重要性に鑑み適切な評価を与える態勢を整備しているか。
- 中小企業について、条件変更を行っても、「貸出条件緩和債権」に該当しない要件を従来に比べて拡充。
 - ・ 経営改善計画等の策定が可能であると見込まれる場合であれば、計画等の策定を最長1年間猶予し、その間は「貸出条件緩和債権」に該当しないこととする等。

※ 経営管理（ガバナンス）やリスク管理等編においても、金融円滑化の観点から所要の改正を行う。